

鹿沼市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年12月15日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の期日及び場所

(1) 期日 令和5年8月18日

(2) 場所 本庁5階 会議室5-1

3 監査の対象団体

公益社団法人 鹿沼市シルバー人材センター

4 監査事項

令和4年度に交付した下記補助金についての出納及びその他の事務の執行状況

補助金等の名称	補助金額
公益社団法人鹿沼市シルバー人材センター 運営事業費補助金	14,000,000円

5 補助対象事業の概要

鹿沼市シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者の就業機会の確保し、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とし、昭和57年に設立された。

補助対象事業費の総額は2億9,793万7,053円であり、このうち補助金の割合は4.7%である。

## 6 監査の着眼点

### (1) 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- エ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### (2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

## 7 監査の主な実施内容

- ア 予備監査として、所管部局及び団体より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和4年度における補助対象事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、所管部局及び団体より関係職員の出席を求め、補助対象事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

## 8 監査の結果

補助金に関する出納及びその他の事務の執行はその目的に沿って行われており、また経理事務については適正に処理されたものと認められた。

## 9 指摘事項及び意見

### (1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

### (2) 意見

ア 令和4年度決算では、平成29年から令和3年分の消費税更正請求に伴い、還付金として1,224万6,761円の雑収益が生じた。これにより、補助事業の収支決算残額は1,077万3,658円の差額が生じる結果となった。この雑収益は恒常的な事業収入ではなく臨時的な収入ではあるが、今後も鹿沼市が補助金の交付を続けるうえで、この差額については何らかの整理が必要であると考えます。

イ 会員の状況について、近年では雇用年齢の延長や新型コロナウイルスの影響により会員数が減少傾向にある。鹿沼市シルバー人材センターとしても会員増強を最大の課題として、報償品の贈呈、PRイベントの参加、商業施設でのチラシ配布等に取り組んでいる。会員増強は事業の根幹でもあるため、引き続き活力ある地域社会づくりのため、取り組みを続けていただきたい。